

事業主・求職者の皆様へ

# 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金・ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金は、 平成24年6月末で一部終了します！ (3年以内既卒者育成支援奨励金は、平成24年3月末で終了します。)

3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金及び3年以内既卒者トライアル雇用奨励金は、震災や円高の影響により厳しい就職環境が継続していることから、実施期間が平成24年6月末まで延長され、皆様にご活用いただいているところですが、予定通り、東日本大震災等に伴う特例措置以外の制度については平成24年6月末で終了することとなりました。

また、3年以内既卒者育成支援奨励金は、当初の予定通り、平成24年3月末で終了いたします。今後の奨励金の活用に当たり、以下の点にご留意願います。

		平成21年3月1日～平成22年2月28日までに卒業した者	平成22年3月1日以降に卒業した者
3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金 3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金	特例措置以外	平成24年3月末までにハローワークから紹介を受け、平成24年7月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります。	平成24年6月末までにハローワークから紹介を受け、平成24年7月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります。
	東日本大震災 特例措置※		平成25年3月末までにハローワークから紹介を受け、平成25年4月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります。
3年以内既卒者育成支援奨励金		平成24年3月末までにハローワークから紹介を受け、平成24年4月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります。	

※ 「東日本大震災特例措置」は、「震災特例専用求人」(被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した奨励金対象求人)を提出し、対象者を雇い入れることが必要です。

- 各奨励金とも、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしていて、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた人が対象となります。(ハローワークまたは新卒応援ハローワークから紹介を受ける前に、対象者を雇用する取り決めをしている場合は、支給対象になりません。)
- 雇用開始日の前日から起算して過去3年間に、その労働者を雇用したことがある場合(アルバイトなどの短期雇用も含む)は、支給対象になりません。
- 平成23年11月20日以前に奨励金対象求人への紹介を受けている場合には、平成24年3月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります。

奨励金の支給には、この他にも一定の要件があります。ご不明な点等ありましたら、奨励金制度を利用される前に、管轄のハローワークまたは愛知労働局あいち雇用助成室(電話052-219-5519)へお問い合わせください。